

## 資料5

## その他環境影響評価制度に関する事項について

## (1) 長期未着手事業の取扱い

現条例では、報告書の公告を行った後、事業着手までの間に対象地域の状況に著しい変化があった場合で、環境の保全上必要があると認められるときは、市長はアセス手続きの再実施を求めることができると規定されている。しかし、「状況の著しい変化」を判断する基準についての規定はない。環境の変化については根拠を明確に規定するのは難しいと考えられる。しかし、環境の変化は、時間の経過と密接に関連することから、少なくとも、一定期間を経過した事業については手続きの再実施について、事業者と協議を行うようにすべきである。

また、工事着手後についても、一部の施設等が完成しないままに供用を開始している事例や、工事中断のまま長期間を経過している事業などが見られる。これらについても、何らかの規定を定め、事業の進捗状況や今後の予定の把握などに努めるとともに、適切な対応を取ることが必要である。

## (2) 都市計画手続きとの調整等

条例による制度には、都市計画に定める対象事業に関する特例として、都市計画決定権者が事業者にとって都市計画の手続きと併せて環境影響評価の手続きを行うことが規定されている。また、その場合の手続きの調整について、準備書の公告と都市計画案の公告、都市計画決定の告示と報告書の公告を併せて行うよう努めるなどの規定がある。

環境影響評価法にも都市計画対象事業に関する特例があり、都市計画の手続きとの調整については、都市計画案の縦覧と準備書の縦覧を併せて行うこと、さらに、縦覧期間や意見書提出期間を合わせるため、都市計画案の縦覧期間や意見書提出期間を延長することなど、条例よりも綿密な調整が図られている。

表5-1 都市計画特例により手続きを行った事業

事業名	事業の種類	根拠法令	都市計画決定権者	事業者
高速横浜環状北線	道路の建設	法	神奈川県知事	・首都高速道路(株)
横浜湘南道路	道路の建設	法	神奈川県知事	・国土交通省
市営地下鉄4号線	鉄道の建設	法	神奈川県知事	・横浜市
川崎縦貫高速鉄道線	鉄道の建設	法	川崎市長	・川崎市[廃止]
高速横浜環状北西線	道路の建設	法	神奈川県知事	・首都高速道路(株) ・横浜市
相鉄・JR直通線	鉄道の建設	条例	横浜市長	・(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 ・相模鉄道(株)
相鉄・東急直通線	鉄道の建設	法	横浜市長	・(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 ・相模鉄道(株) ・東急電鉄(株)

表5-2 国と横浜市の都市計画特例の規定

国(法)	横浜市(規則)
第二種事業の判定の届出は都市計画決定権者が行う	同左
環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて行う	
準備書の公告と都市計画案の公告、評価書の公告と都市計画決定告示を合わせる	準備書の公告と都市計画案の公告、報告書の公告と都市計画決定告示を合わせるよう努める
準備書と都市計画案、評価書と都市計画図書を併せて縦覧する	規定なし
判別のつかない意見書はいずれもであるとみなして、両方の法律を適用する	
都市計画案と評価書を併せて都市計画審議会に付議する	
都市計画法に定める都市計画案の縦覧期間、意見書提出期間を延長する	
都市計画を定めるにあたって環境影響に配慮する	
都市計画変更に伴って再実施する場合は都市計画決定権者が都市計画変更手続きと併せて行う	
事業者の行った手続きとの調整の規定	同左
事業者が環境影響評価を行った場合の都市計画法の特例	規定なし
都市計画決定権者は事業者の協力を求めることができる	同左

都市計画の手続きと環境影響評価の手続きは、市民への情報の提供と意見の募集という類似の手続きがあり、双方が密接に関連していることから、併せて行うとされているものである。また、条例制定以降、地方分権の観点から政令市の都市計画決定権が拡大され、

都市計画決定の手続きについて地方公共団体が条例で定めることができることとされた。このような状況から、条例においても法と同様、都市計画手続きとの綿密な調整を図ることが重要である。

### (3) 手続き上の事業者に代わって事業を行う者の位置づけについて

都市計画特例の場合以外にも、資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社のように、事業の実施に関する業務や施設が供用した後の管理等を、実際には行わない者が、手続き上の事業者として手続きを行うケースが増えている。

このように、環境影響評価手続きにおける事業者が、直接、事業を行わないことが想定される場合には、事業実施に当たっての保全措置や事後調査についての担保性を高めるため、実際の業務を行う者や供用後の管理等を行う者の位置づけを明確にすることが望ましい。

表5-3 特定目的会社が事業者として手続きを行った事業

事業名	事業の種類	事業者	開発業務等の受託	供用後の管理
			(評価書の記載内容)	
ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	開発行為	ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社	・(株)ニューシティコーポレーション ・AMB Property Japan.Inc.	・(株)ニューシティプロパティサービス
(仮称)みなとみらい21 中央地区 42 街区 開発計画	高層建築物の建設	MM42 開発特定目的会社	・丸紅 (株) ・三菱商事 (株)	・丸紅 (株) ・三菱商事 (株)
(仮称)みなとみらい21 中央地区 46 街区 開発事業	高層建築物の建設	横浜みらい 46 特定目的会社	・野村不動産インベストメント・マネジメント (株)	・野村不動産グループ

### (4) 環境影響評価法との関係

環境影響評価法では、方法書及び準備書について、都道府県知事が関係市町村の意見を勘案して事業者に意見を提出することとされている。また、第二種事業における手続きの可否の判定については都道府県知事が主務大臣等から意見を求められる。

横浜市では、これまでに 11 件の法対象事業に対して市長意見を提出しているが、神奈川県知事が事業者に提出する意見の中に市長意見が十分に反映されない場合があること、また、法によって手続きの期限が定められるため、横浜市が審査できる期間が制約される

こと、などの課題がある。

横浜市では、条例に基づいて市民や専門家の意見を反映して市長意見を形成している。法対象事業は主に国や地方公共団体などが行う大規模な事業であり、市民の関心も高いことから、市長意見の形成に当たって十分な審査が行えること、市長意見が確実に事業に反映されることが望ましい。

このような法制度上の課題について、横浜市から国に対して制度要望等を行ってきたが、今後は、同じ立場にある政令指定都市が認識を共有し、連携して取り組むことが有効である。

表5-4 環境影響評価法対象事業の審議実績（市長意見を提出したもの）

事業名及び 事業の種類	事業実施 区域	関係市町村等	審議時期 (上段：方法書、下段：準備書)		
			図書送付	市長意見	知事意見
高速横浜環状北線 ■道路の建設	横浜市都筑区～鶴見区	横浜市	— 10年6月	— 11年9月	— 11年10月
横浜湘南道路 ■道路の建設	横浜市栄区～藤沢市	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市	— 10年6月	— 11年9月	— 11年10月
根岸製油所ガス化複合発電所 ■発電所の設置	横浜市中区	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、横須賀市、逗子市、大和市	— 11年2月	— 11年9月	— 11年10月
東亜石油エネルギー供給施設 ■発電所の設置	川崎市川崎区	川崎市、横浜市	— 11年3月	— 11年9月	— 11年10月
市営地下鉄4号線 ■鉄道の建設	横浜市港北区～緑区	横浜市	— 11年10月	— 12年6月	— 12年8月
横須賀パワーステーション建設事業 ■発電所の設置	横須賀市	横須賀市、横浜市、逗子市、葉山町	13年1月 14年7月	13年4月 14年10月	13年6月 15年1月
川崎縦貫高速鉄道線 ■鉄道の建設	川崎市麻生区～中原区	川崎市、横浜市	13年12月	14年4月	14年6月
川崎天然ガス発電所 ■発電所の設置	川崎市川崎区	川崎市、横浜市、東京都	14年5月 17年2月	14年9月 17年7月	14年10月 17年8月
扇島パワーステーション ■発電所の設置	横浜市鶴見区	横浜市、川崎市、東京都	16年1月 18年2月	16年4月 18年7月	16年6月 18年8月
川崎発電所リプレース計画（更新及び増設） ■発電所の設置	川崎市川崎区	川崎市、横浜市、東京都	18年3月 20年7月	18年7月 20年12月	18年8月 21年1月
高速横浜環状北西線 ■道路の建設	横浜市青葉区～都筑区	横浜市	18年8月	18年12月	19年2月